

第5回 子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議

平成22年7月30日(金) 10:30~12:30
中央合同庁舎第7号館 9階 共用会議室2(904号室)

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 子どもの心の診療体制に関する調査の結果について
 - (2) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する意見について
 - (3) その他
3. 閉会

第5回 子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議

座席図

日時:平成22年7月30日(水)10:30~12:30

場所:中央合同庁舎第7号館9階 共用会議室2 904号室

スクリーン

(座長)

柳澤委員
○

速記

○ 奥山委員

○ 今村委員

○ 青山委員

○ 丸山委員

○ 南委員

厚生労働省

事務局・関係部局

受付

傍聴席

入口

子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 実施自治体一覧 (参考3)

都道府県	拠点病院	開始
東京都	都立梅沢病院	平成20年7月
神奈川県	県立こども医療センター	平成21年4月
静岡県	県立こども病院こどもと心の診療センター	平成21年4月
山梨県	県立中央相談所子どもメンタルクリニック 県立精神保健福祉センター 県立北病院	平成21年10月
石川県	金沢大学子どものこころの診療科 国立医王病院小児科 県立高松病院精神科	平成21年4月
三重県	県立小児心療センターあすなろ学園	平成21年4月
大阪府	府立精神医療センター松心園	平成21年4月
岡山県	県精神科医療センター	平成21年4月
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院	平成20年9月
佐賀県	国立肥前精神医療センター	平成21年9月
長崎県	長崎大学病院 県立子ども医療センター 県精神医療センター 医療法人カメリア大村共立病院	平成21年4月

平成22年3月現在

【配付資料】

資料 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業有識者会議資料

(奥山委員提出資料)

資料 2 子どもの心の診療体制アンケート調査結果

資料 3 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容 (平成 22 年)

資料 4 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する意見の中間的な整理 (案)

参考 1 「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」開催要綱

参考 2 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 (抄)

参考 3 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業実施自治体一覧

子どもの心の診療拠点病院事業 有識者会議 資料

国立成育医療研究センター

奥山 真紀子

調査方法

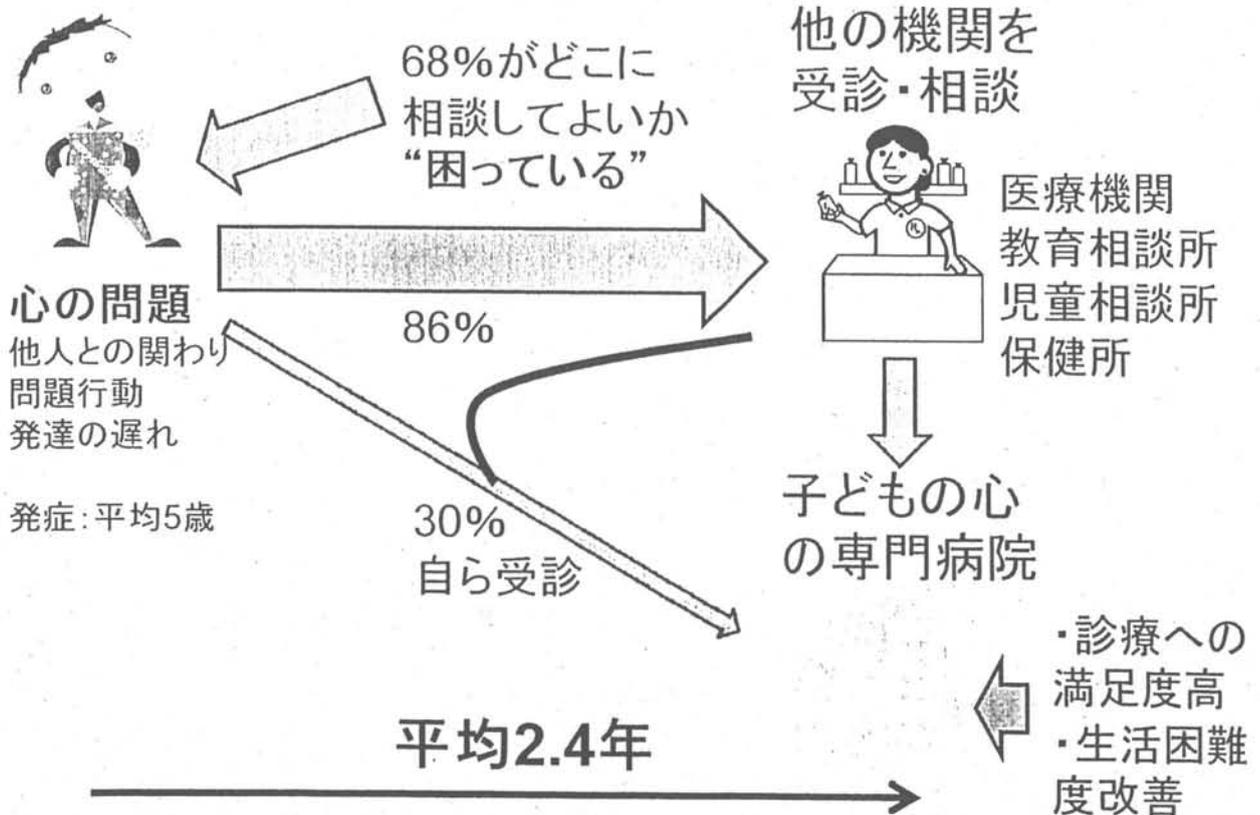
- 平成20年9月から平成21年2月までの間に対象医療機関を受診した初診・再診（再診は9月のみ）の患者に、診察を担当した医師から研究への参加を依頼し、参加を募った。
- 平成22年1～3月までの間に同医療機関を初診した患者さんに同様の調査を行った。

対象

- 全国における子どもの心の問題に関する専門病院(N=16)を受診した患者およびその家族に対し、質問紙により調査する。

宮城県こども総合センター	国立成育医療センター	あいち小児保健医療総合センター	香川小児病院
国立国際医療センター国府台病院	神奈川県立こども医療センター	三重県立小児心療センター あすなろ学園	医療法人 翠星会 松田病院
埼玉県立小児医療センター	静岡県立こども病院	大阪府立精神医療センター 松心園	国立病院機構鳥取医療センター
東京都立梅ヶ丘病院	信州大学医学部附属病院	神戸大学医学部附属病院	肥前精神医療センター

H21年度調査結果図



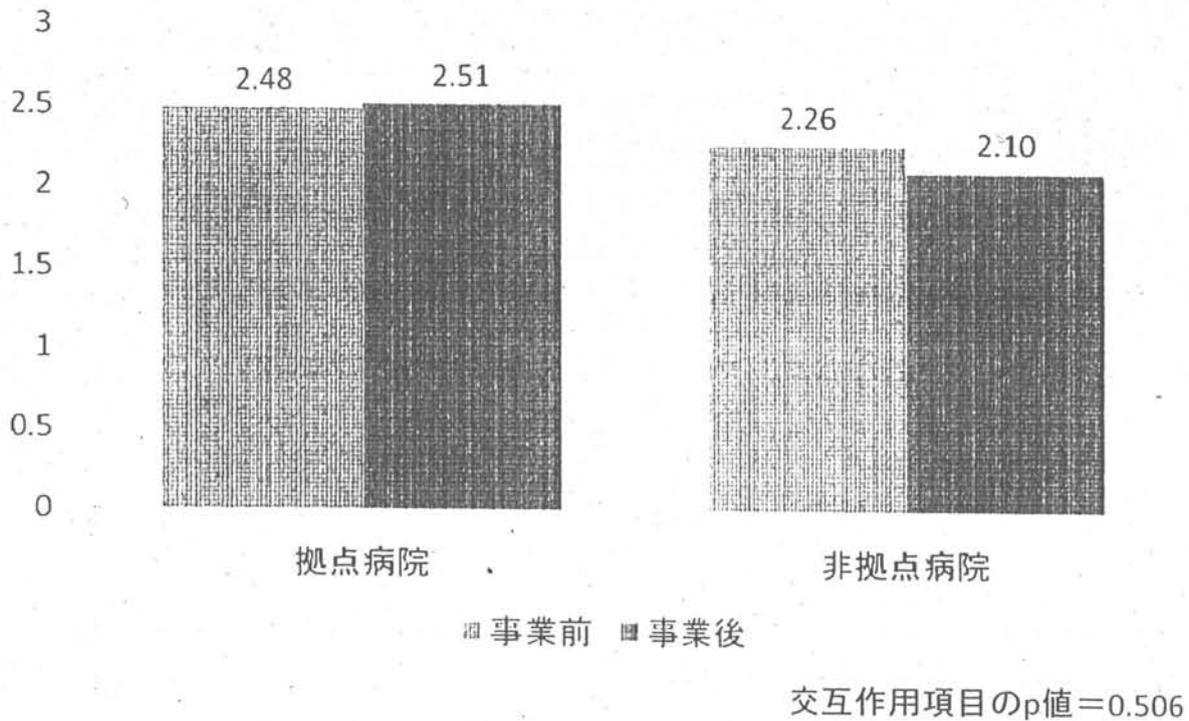
子どもの心の診療拠点病院事業評価

- 子どもの心の診療が円滑に行われることを目的に展開されている「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の中間評価を行う。
- 拠点病院となった専門病院(N=8)とそうでない専門病院(N=8)において、事業の実施前(平成20年9月～平成21年3月、N=4,323)および実施後(平成22年1～3月、N=433)における①専門病院受診までの期間、②どこに相談すればよいかどの程度困ったか、について比較する。

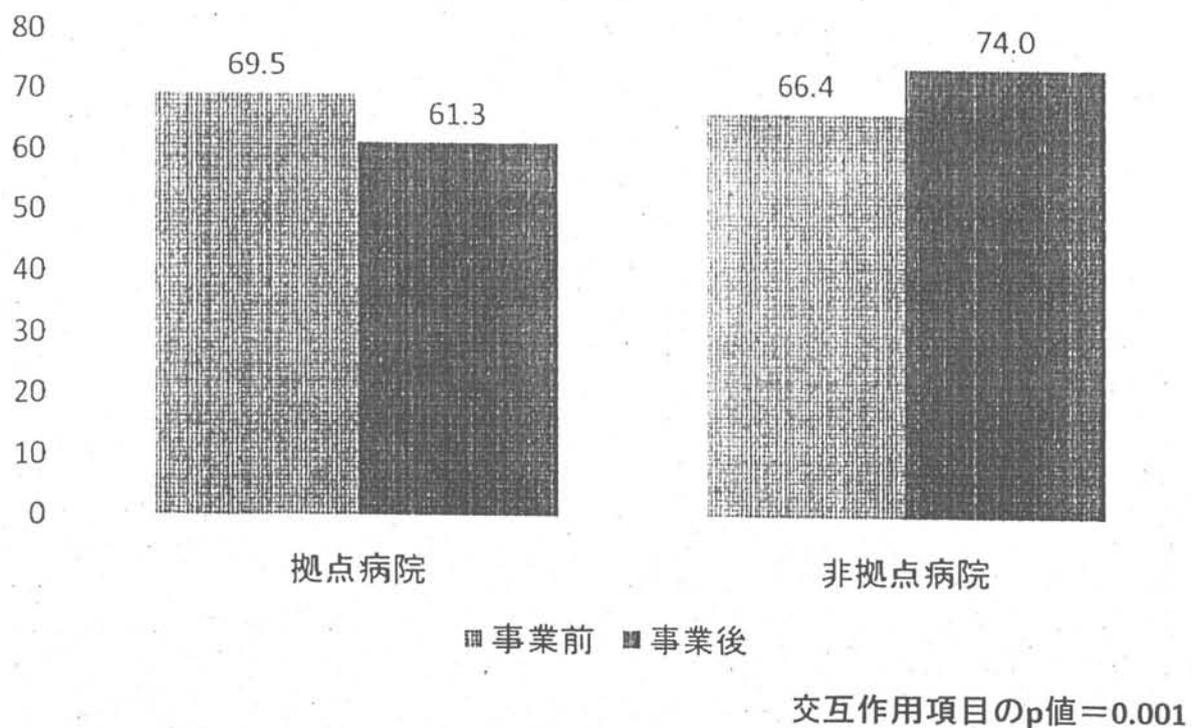
今回の分析概要

- 子どもの心の診療が円滑に行われることを目的に展開されている「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の中間評価を行う。
- 拠点病院となった専門病院(N=8)とそうでない専門病院(N=8)において、事業の実施前(平成20年9月～平成21年3月、N=4,323)および実施後(平成22年1～3月、N=433)における①専門病院受診までの期間、②どこに相談すればよいかどの程度困ったか、について比較する。

専門病院受診までの期間 (N=4,650)

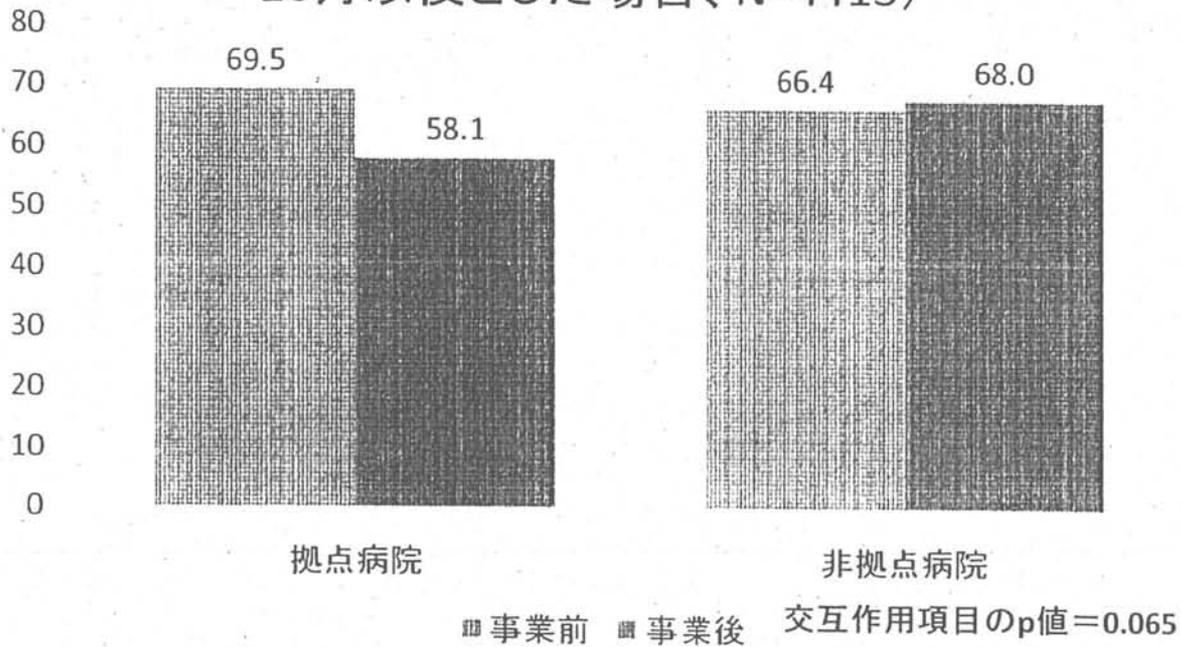


症状に気付いた時にどこに相談して いいか困った割合 (N=4,650)



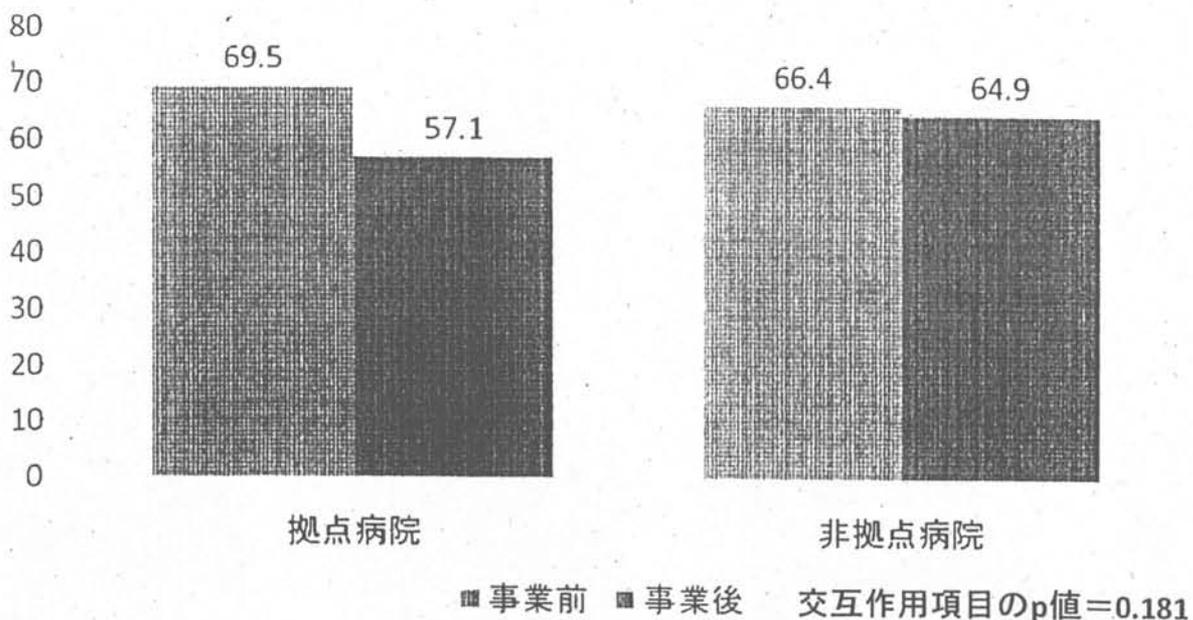
症状に気付いた時にどこに相談していいか困った割合

(事業後のサンプルを症状に気付いた時期を2008年10月以後とした場合、N=4413)

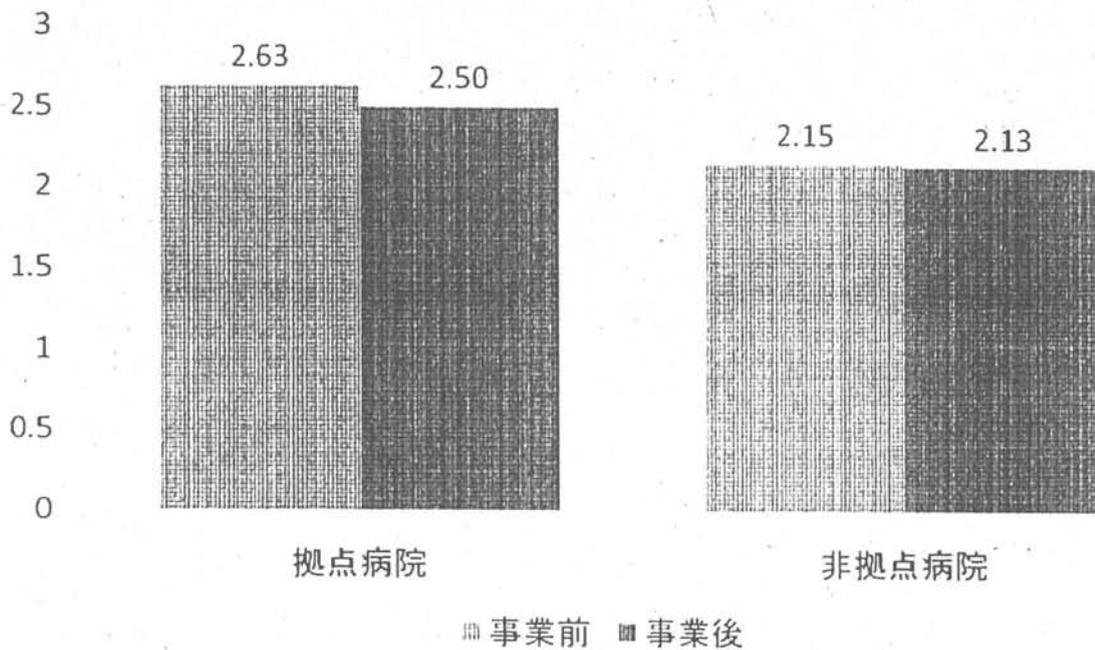


症状に気付いた時にどこに相談していいか困った割合

(事業後のサンプルを症状に気付いた時期を2009年4月以後とした場合、N=4367)

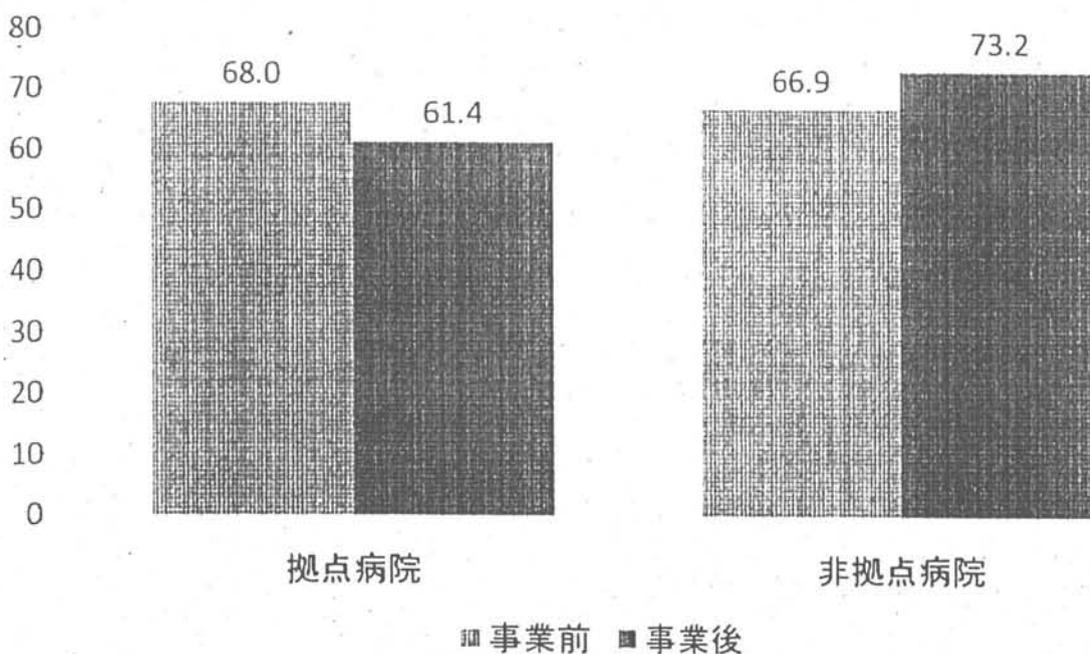


専門病院受診までの期間 (初診のみ、N=857)



交互作用項目のp値=0.771

症状に気付いた時にどこに相談して いか困った割合(初診のみ、N=857)



交互作用項目のp値=0.067

結論

- 子どもの心の拠点事業は、症状に気付いてから専門機関を受診するまでの期間を短くする効果はなかった。
- しかし、症状に気付いた時にどこに相談してよいか困っている人の割合は有意に低下させていた。
- 子どもの心の拠点事業は、症状に気付いてからの円滑な相談を促している可能性が示唆された。

自閉症スペクトラム障害における専門病院診療までの経緯に与える要因についての解析

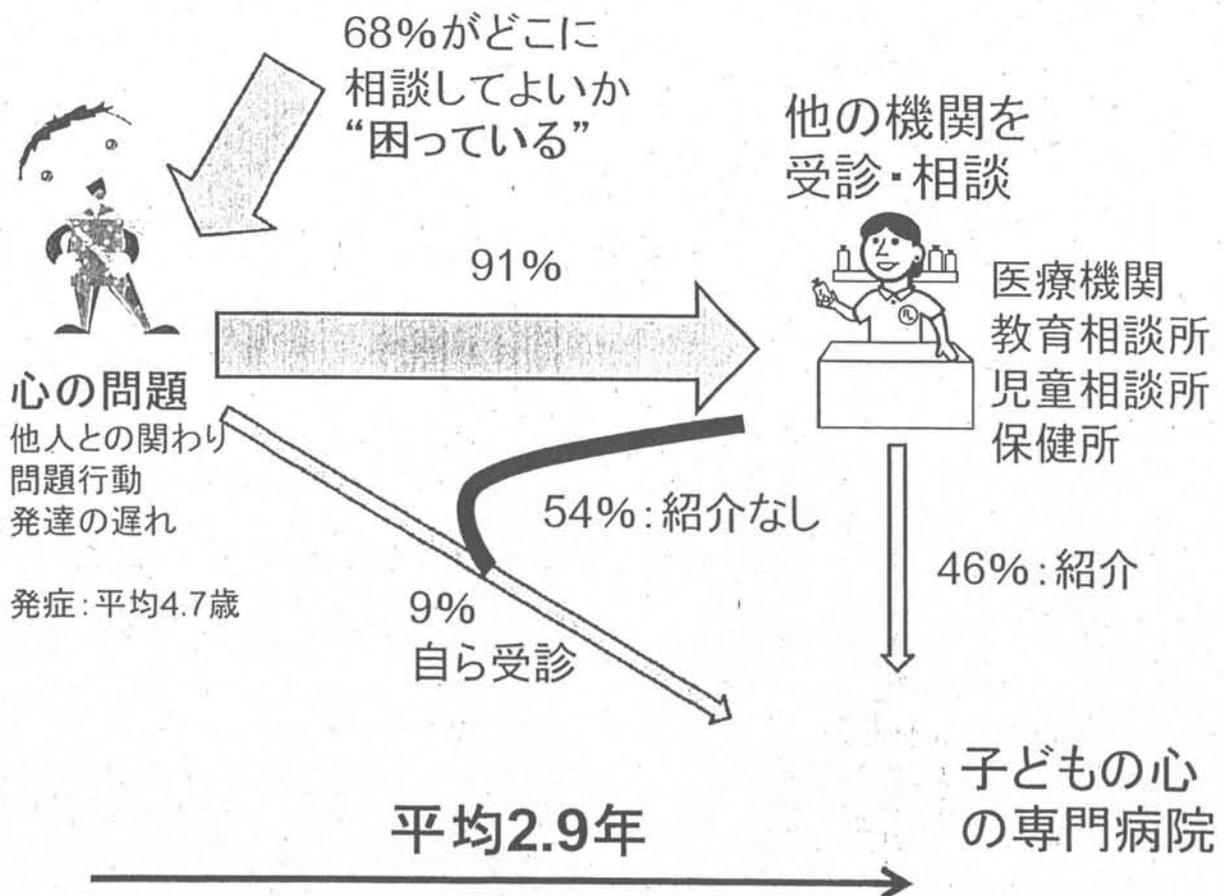
背景

- 自閉症スペクトラム障害(ASD)は早期診断が重要。
- そのためには、症状に気付いてからより短い期間のうちに子どものころの専門病院を受診することが望ましい。
- どんな要因がその期間に影響しているのだろうか？

方法

- 平成20年9月から平成21年2月までの間に受診した初診・再診(再診は9月のみ)の患者に、診察を担当した医師から研究への参加を依頼し、参加を募った。
- 全参加者は4323名(回答率34%)。
- そのうち、患者による「医師の診断名」についての報告が自閉症、自閉症スペクトラム障害、広汎性発達障害、アスペルガー症候群であった参加者のみ対象とした(N=1513)。

結果



症状に気付いてから専門病院受診までの時間と関連する項目 (ordered logistic regression)

- 年齢(小さいほど長い)
- 父親と同居(するほど短い)
- 年上のきょうだいとの同居(するほど短い)
- 年下のきょうだいとの同居(するほど長い)
- 発達の遅れ(あるほど短い)
- 他人との関わりの問題(あるほど長い)
- 不登校(あるほど長い)
- 相談困難感(あるほど長い)
- 他機関を通じて、とくに紹介なしで長い(最も高いオッズ比)
- 予約の待ち時間が長い(ほど長い)

症状に気付いてから専門病院受診までの時間と関連しない項目 (ordered logistic regression)

- 性別
- 母親・父親の学歴
- 年収
- 母、祖父母との同居
- ASDの家族歴
- こだわり、行動の問題
- 生活困難度

結論

- ASDの場合、受診までの経緯として、症状に気付いたときにどこに相談してよいかわからず、近くの医療機関等に相談したが納得せず、紹介なしで専門病院を受診している場合に受診までの期間が長くなっていることが分かった。
- どのような症状の場合に専門機関を受診するよう紹介すべきか、についてのガイドラインを作成し周知する必要がある。
- また、ASDの早期の気づきはまだ低い可能性がある。健診等での早期発見の取り組みが必要。

子どもの心の診療体制アンケート調査結果

対象：全都道府県

回答があった都道府県数：47

調査期間：平成21年12月8日～

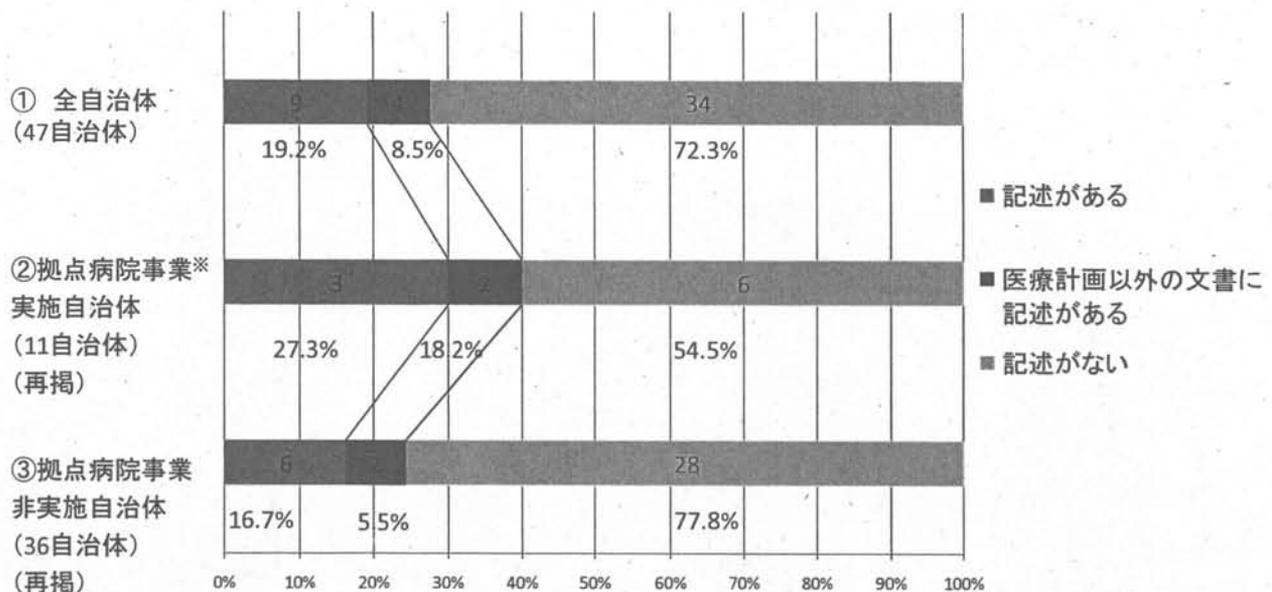
平成22年1月18日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

1

子どもの心の診療体制アンケート調査結果

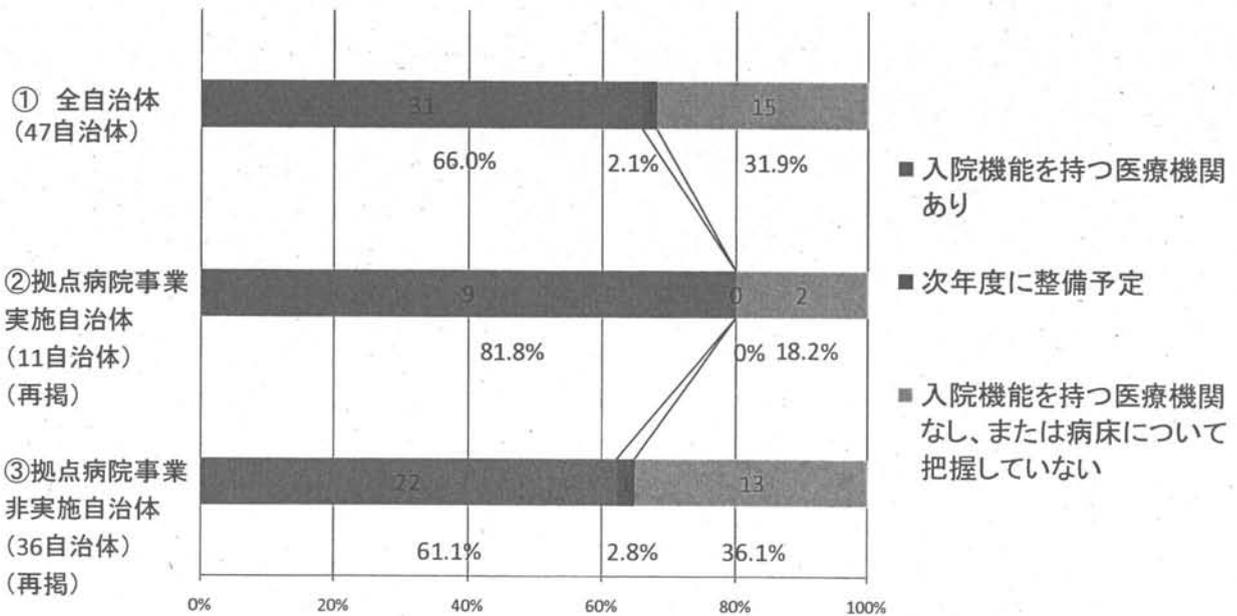
- 1. 医療計画に、子どもの心の診療提供体制確保に関する記述がありますか？



※子どもの心の診療拠点病院機構推進事業のこと。以下同様に表記する。

子どもの心の診療体制アンケート調査結果

2-1. 心の診療を必要とする小児の入院治療機能を持つ医療機関(小児のための病床が確保されているものに限る)が存在しますか？

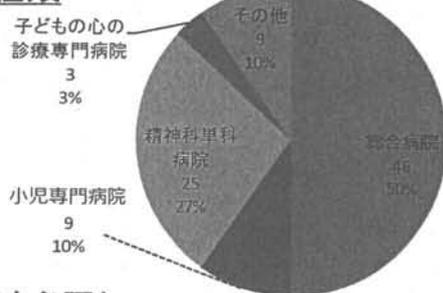


3

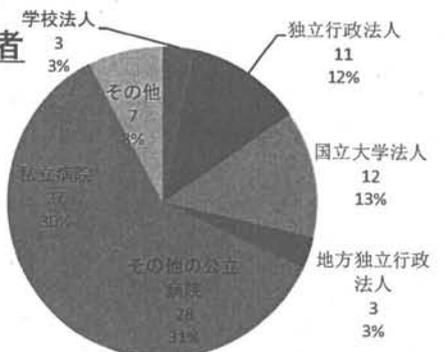
子どもの心の診療体制アンケート調査結果

2-2. 2-1で、「整備されている」と答えた場合、その病院の詳細について教えてください。

① 病院の種類



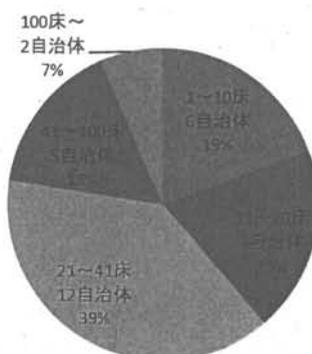
② 病院の開設者



③ 心の診療を必要とする小児が入院できる病床数

2-1で「整備されている」と答えた各自治体(31自治体)内での総数

・中央値 31.0床
・平均値 40.7床

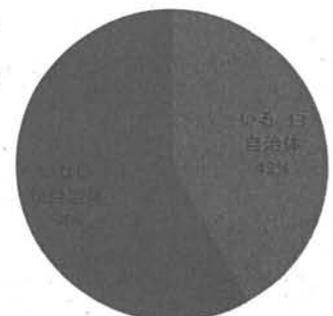


④ 子どもの心の診療に専従する医師がいますか？

2-1で「整備されている」と答えた各自治体(31自治体)内での総数

「いる」と答えた13自治体における、子どもの心の診療に専従する医師数合計

・平均値 4.9人
・中央値 4.0人



子どもの心の診療体制アンケート調査結果

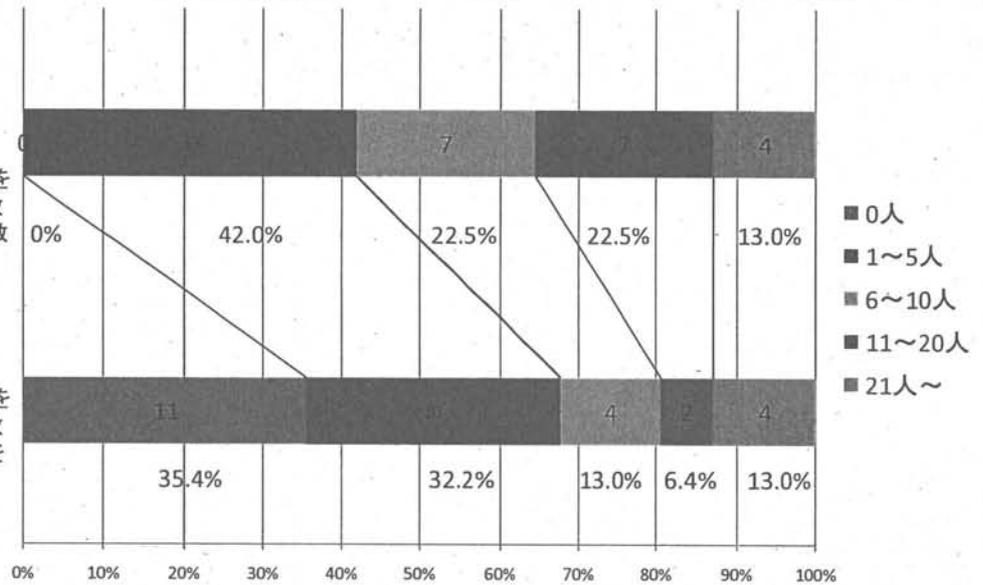
2-3. 2-1で、「整備されている」と答えた場合、その病院の詳細について教えてください。

③ 小児を診療をしている精神科の医師数(常勤医)

※ 小児の心の診療を行う入院病床を持つ医療機関に勤務する精神科医数から、小児の診療に当たらない者の数を引いたもの。

④ 心の診療をしている小児科の医師数(常勤医)

※ 小児の心の診療を行う入院病床を持つ医療機関に勤務する小児科医数から、心の診療に当たらない者の数を引いたもの。



2-1で「整備されている」と答えた各自治体(31自治体)内での総数

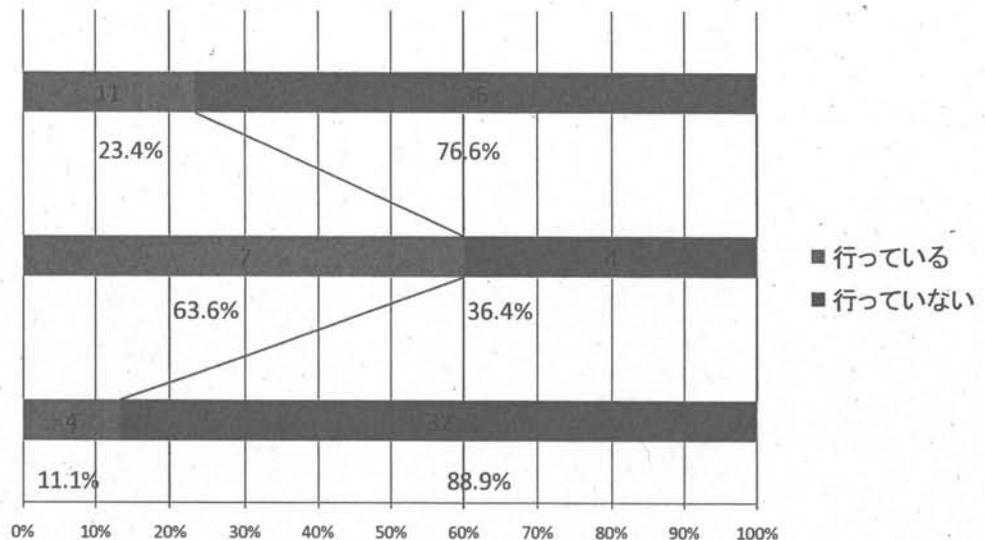
子どもの心の診療体制アンケート調査結果

3. 処遇困難な子どもの心の問題について、医療機関、保健所、児童相談所等との連携会議を開催していますか？

① 全自治体 (47自治体)

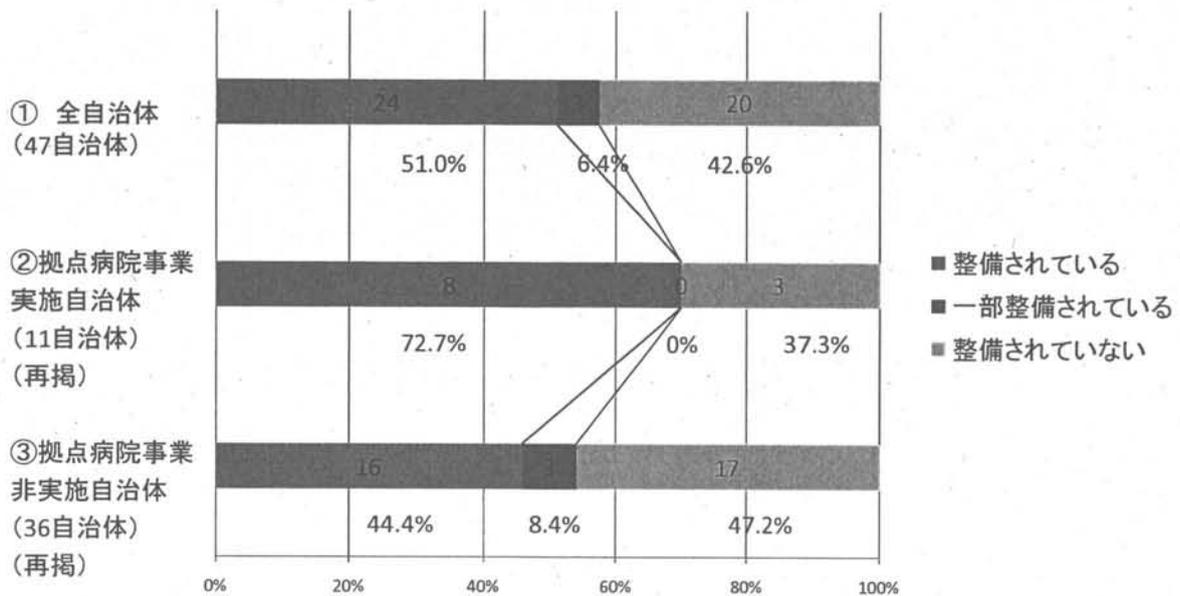
② 拠点病院事業実施自治体 (11自治体) (再掲)

③ 拠点病院事業非実施自治体 (36自治体) (再掲)



子どもの心の診療体制アンケート調査結果

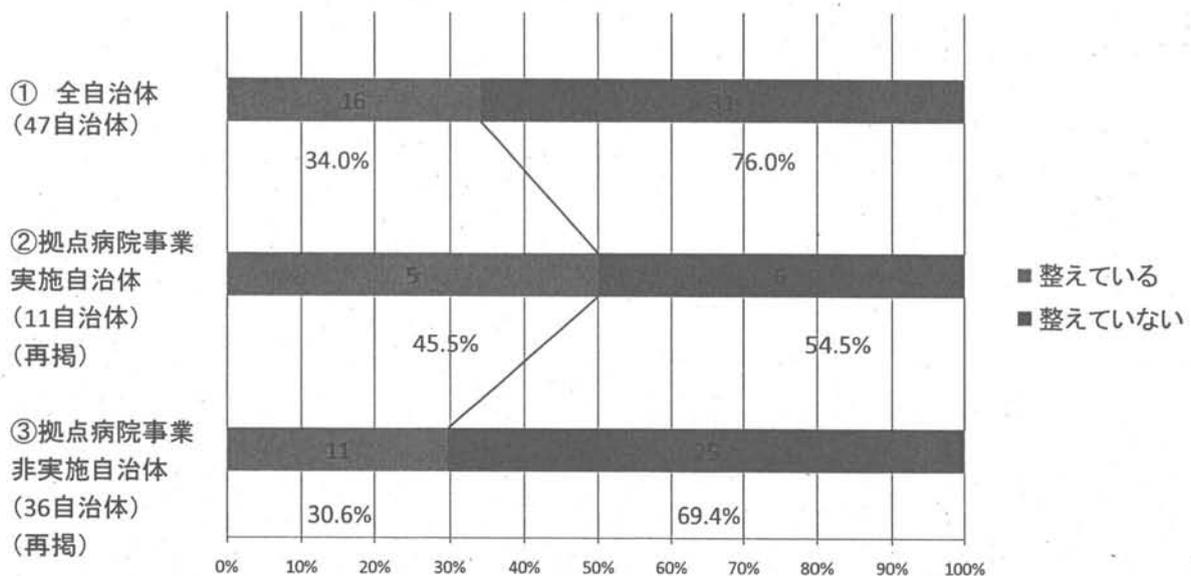
- 4. 子どもの心の問題対応者（行政関係者、学校関係者、医療関係者等）からの医療的な相談及び診療支援の体制が整備されていますか。



7

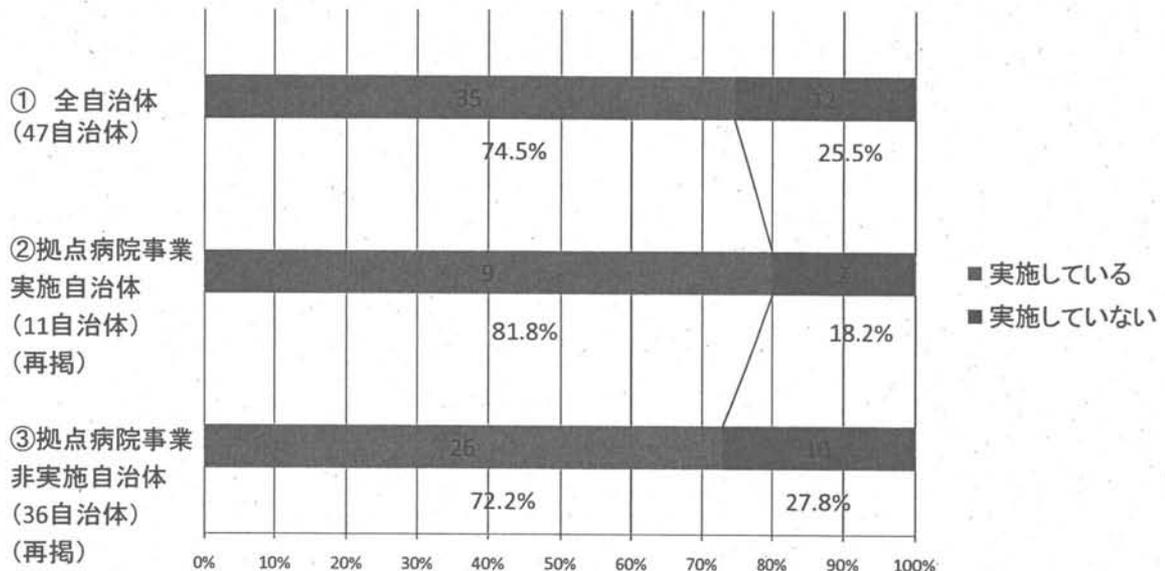
子どもの心の診療体制アンケート調査結果

- 5. 日頃より、重篤な心の問題を有する子どもが発生し、緊急に治療を行う必要がある場合や災害・事故の被害に遭った児に対して緊急に対応を要する場合に備えて、医師等の派遣の準備を整えていますか。



子どもの心の診療体制アンケート調査結果

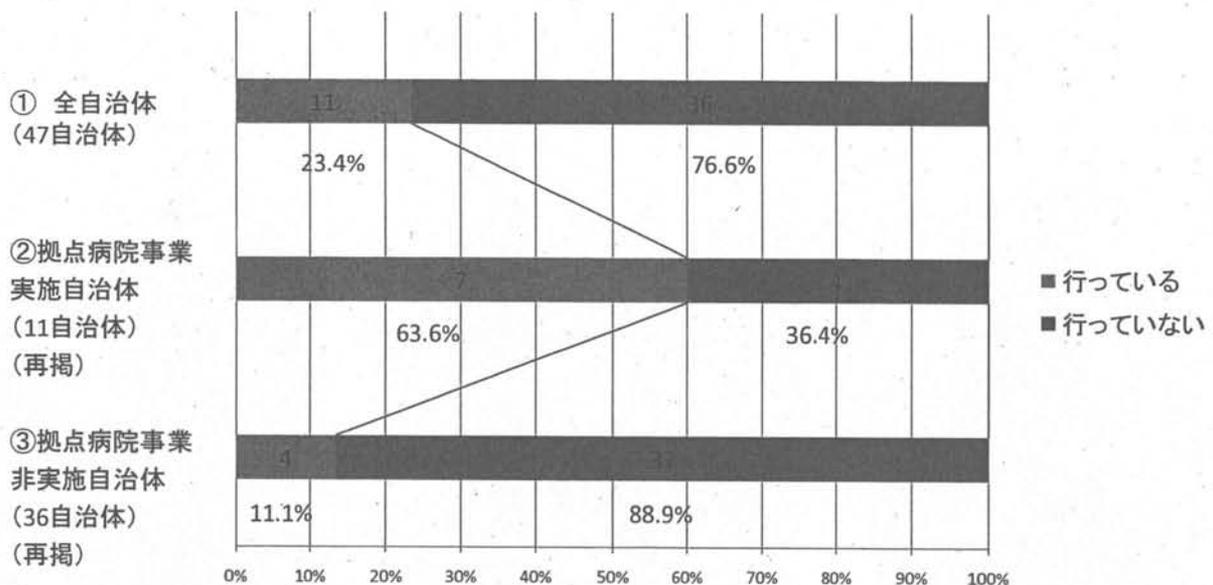
- 6. 子どもの心の問題に関して、医療関係専門職(医師、保健師、看護師、心理士等)に講習会を実施していますか。



9

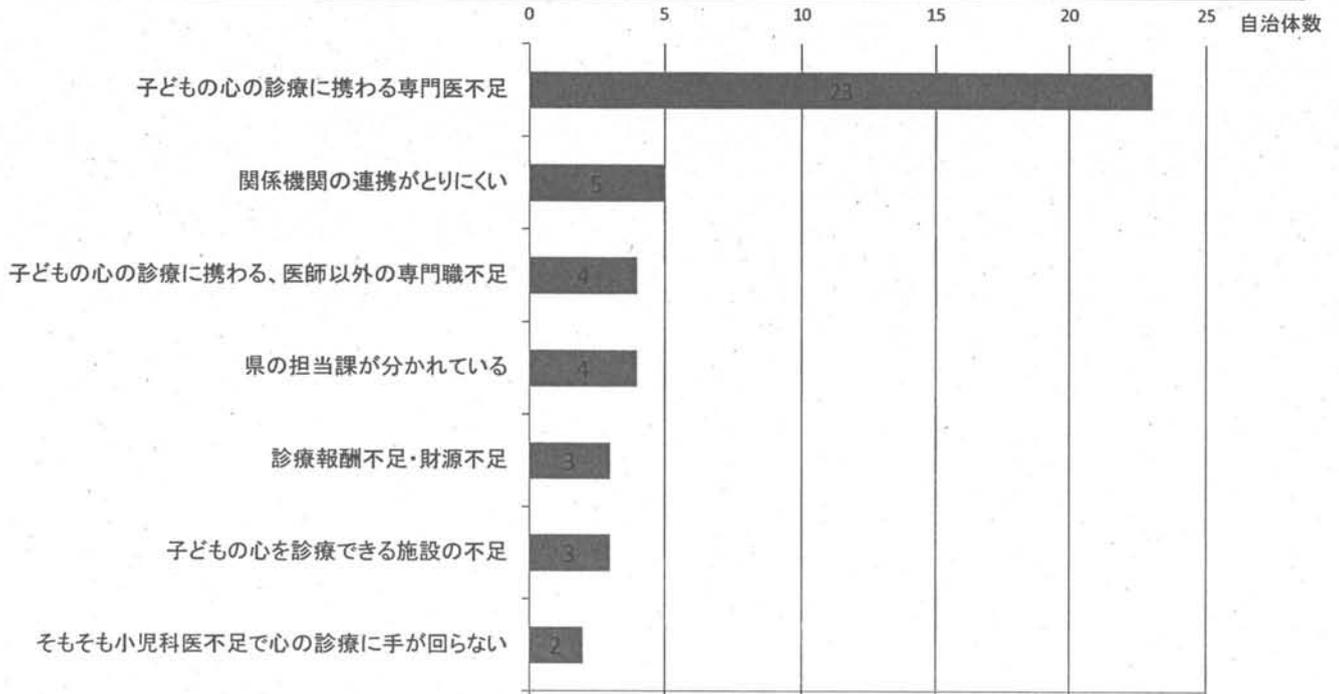
子どもの心の診療体制アンケート調査結果

- 7. 子どもの心の診療に関して、ホームページ、広報誌、ポスター等で普及啓発を行っていますか。



子どもの心の診療体制アンケート調査結果

- 8. 子どもの心の診療体制を整備することを困難にしているものは何だと考えますか？（自由記載、複数回答）



子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

実施自治体調査 結果 (回答自治体 11 自治体)

平成 21 年度の実施都道府県 (11ヶ所)

- 東京都
- 神奈川県
- 山梨県※
- 石川県
- 静岡県
- 三重県
- 大阪府
- 鳥取県
- 岡山県
- 長崎県
- 佐賀県

※2009 年 10 月事業開始

① 子どもの心の診療支援 (連携) 事業の実施体制について (括弧内は自治体数)

- (1) 2008 年 10 月 1 日から 2009 年 9 月 30 日の間に地域の医療機関から子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援に関する相談を受けた件数

最小値	0 件 (3)	最大値	50 件	中央値	2 件	平均値	15.7 件
-----	---------	-----	------	-----	-----	-----	--------

- ・ 不明 : (1)
- ・ 実績なし : (1)

- (2) 2008 年 10 月 1 日から 2009 年 9 月 30 日の間に地域の保健福祉関係機関(保健所、児童相談所、精神保健福祉センター等) から子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援に関する相談を受けた件数

最小値	0 件 (3)	最大値	287 件	中央値	50 件	平均値	85.6 件
-----	---------	-----	-------	-----	------	-----	--------

- ・ 不明 : (1)
- ・ 実績なし : (1)

- (3) (1)、(2) のうち、処遇困難として、連携会議を行ったケースの例

- 虐待により二次障害を生じている発達障害の事例
- 母子家庭で母親に人格障害があり、子どもを登校させないような事例

- (4) 2008年10月1日から2009年9月30日の間に地域の保健福祉関係機関との連携会議を開催した回数

最小値 0回 (3)	最大値 244回	中央値 3.5回	平均値 28回
------------	----------	----------	---------

・実績なし：(1)

② 子どもの心の診療関係者研修事業について

- (1) 2008年10月1日から2009年9月30日の間に医師等の関係専門職に対する実地研修等を実施した場合、その回数・人数（職種毎）・研修時間
実施実態（自治体ごと）

自治体 A	① 医師 2人 各 1回、1日 ② 少年鑑別所技官（心理）4名 週 1回 1.5時間 ③ 学校教諭 1名、2回、9時間
自治体 B	① 医師 267人（延べ）6回
自治体 C	① 専門医師の県外派遣研修：3回 内訳：国立精神・神経センター1回 医師 1人 専門人材育成セミナー2回 医師 5人 ② 保健師等の県外派遣研修：2回 内訳：国立精神・神経センター（摂食障害）
自治体 D	① 医師 7人、7回・1人当たり60時間
自治体 E	① 開催回数 2回 参加者：看護師 31名・保育士 6名・指導員 2名・医師 6名・心理士 4名・教師 6名・PSW 3名・作業療法士 1名 研修時間 各 2時間
自治体 F	① 地域の保健師を対象とした実地研修（10名、2日間） ② 児童精神科医としての研修を希望する若手医師を対象とした実地研修（2名、2週間程度）。 ③ 拠点病院内の看護師の技術向上のためのクリニックや病院への派遣（10名、1日あたり1日間）。 ④ 拠点病院内の心理士やケースワーカーと他県の施設や病院との情報交換、2名、1週間

・実施していない：(4)

・実績なし：(1)

- (2) 地域の医療機関及び保健福祉関係機関の職員に対する講習会等を開催した場合、そ

の回数・人数（職種毎）・講習時間

自治体 A	① 開催回数 2 回（各 3 時間） 参加者：医師 63 人、学校教諭 47 人、心理士 14 人、保健師 3 人、ケースワーカー 2 人
自治体 B	① 開催回数 18 回 1,693 人（延べ、職種不明）
自治体 C	①関係者（医療・教育・福祉・保健）育成セミナー：2日間コース 2回 参加者人数計 247 人（内医師 46 人） ②保健福祉センターにおける事例検討会及び研修会 内訳：事例検討会 2 回、研修会 1 回 ④ 登校等支援団体研修会 開催回数 2 回
自治体 D	① 1 回 500 人 7 時間（延べ、職種不明）
自治体 E	① 開催回数 4 回（各 1 時間 30 分） 参加者：看護師 12 名・医師 16 名・教師 3 名・PSW23 名・
自治体 F	① 開催回数 10 回以上（講習会の主催が様々なため数えられない） 対象者：地域の保健師や学校のスクールカウンセラー、教員等
自治体 G	① 医師・医療関係者向け講座 開催回数 16 回 167 人（延べ、職種不明） ② セミナー 開催回数 2 回 1209 人（延べ、職種不明） ③ 教員向け講座 ・幼稚園・保育園・小学校教諭向け 52 人 ・中学校・高校教諭向け 57 人
自治体 H	① 医師会（2 回） 計 130 名（30 名/100 名：職種不明） 研修時間：2 時間 ② ペアレントトレーニングワークショップ（1 回） 119 名（教員、保育士、保健師等（職種別人数不明）） 研修時間：3 時間
自治体 I	①開催回数 1 回 セミナー、医療機関、福祉関係職員 3 時間 50 名程度 ②開催回数 1 回 講習会 1 時間 30 分 児童委員 12 名 ③開催回数 1 回 講演会 1 時間 30 分 中学教職員 30 名
自治体 J	①2 回 医師 35、看護師 76、コメディカル 19

・実績なし：(1)

③ 普及啓発・情報提供事業の実施体制について

(1) ホームページの作成状況とアクセス数

- ・ホームページを作成している： 8 自治体（うち、1 自治体は作成中）
- ・ホームページのアクセス数をカウントしている： 3 自治体

・アクセス数 (1768~165,225)

(2) ポスターの配布数

・ポスターを作成している： 6自治体

最小値 20 枚	最大値 6,100 枚	中央値 1,750 枚	平均値 2,753 枚
----------	-------------	-------------	-------------

(3) リーフレットの配布数

・リーフレットを作成している： 8自治体

最小値 1,000 冊	最大値 30,000 冊	中央値 1,750 冊	平均値 7462.5 冊
-------------	--------------	-------------	--------------

(4) その他の普及啓発事業の例

- 相談先が表示されたカードの配布 (20,000 枚)
- 精神科医会、臨床心理士会のニュースレターを通じた啓発
- 臨床心理士会での子どもへのカウンセリングの実態についてのアンケート調査
- 子どものこころ相談医の名簿作成
- シンポジウム・後援会の開催

④ 現在の実施要綱に記載されていない事項で、本事業の内容として実施して欲しいもの

- 幼児健診後の発達相談 (家族・本児・支援者等との相談会) 等への専門医の派遣

子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

拠点病院調査結果（回答自治体 11自治体）

平成21年度の実施都道府県（11ヶ所）18病院

- 東京都：東京都立梅ヶ丘病院
- 神奈川県：神奈川県立こども医療センター
- 山梨県：山梨県立北病院・精神保健福祉センター・中央児童相談所
- 石川県：石川県こころの健康センター（医王病院、金沢大学付属病院、石川県立高松病院）
- 静岡県：静岡県立こども病院
- 三重県：三重県立小児心療センター あすなろ学園
- 大阪府：大阪府立精神医療センター 松心園
- 鳥取県：鳥取大学医学部附属病院
- 岡山県：岡山県精神科医療センター
- 長崎県：長崎県子どもの心の診療拠点病院ネットワーク（長崎大学医学部・歯学部付属病院、長崎県立こども医療福祉センター、長崎県立精神医療センター、大村共立病院）
- 佐賀県：国立病院機構 肥前精神医療センター

1. 診療拠点病院の体制について（括弧内は自治体数）

	最小値	最大値	中央値	平均値
1. 心の診療が必要な小児が入院できる病床数	0床※1	264床	16床	36.31床
2. 小児の診療を行う精神科の常勤医師数※2	2人	17人	5人	7.54人
3. 心の診療を行う小児科の常勤医師数※3	0人(4)	17人	1人	4.54人
4. 小児の心の診療に専従している常勤医師数	0人(1)	12人	5人	4.18人
5. 小児の心の診療に専従している非常勤医師数	0人(1)	20人	0人	2人
6. 子どもの心の診療を担当する外来看護師の人数	1人	14人	7人	6.72人
7. 子どもの心の診療を担当する入院病棟看護師の人数	0人(1)	137人	19人	34.4人

※1 (定数無し、状況に応じて、を含む)

※2 (精神科の常勤医師数から小児の診療を行わない者の数を減じた数)

※3 (小児科の常勤医師数から心の診療を行わない者の数を減じた数)

2. 診療拠点病院の診療実態について

	最小値	最大値	中央値	平均値
月平均外来患者数	2 人	3,645 人	140 人	505 人
平均初診患者数	1 人	203 人	17.5 人	33.55 人
予約外の受診患者数	0 人	5 人	0.65 人	0.99 人
初診外来予約した者のうち、受診しなかった者の割合	0%	33%	1.04%	10.05%
紹介率	0%	100%	53.8%	48.3%
逆紹介率	0%	50%	15%	17.82%
平均在院日数	28 日	392 日	95 日	123.5 日

(回答無し 4 自治体)

3. 教育・研修について

(1) 臨床研修生の受け入れについて

(単位：人数)

職種	自治体数	最小値	最大値
医師	4	4	70
看護師	2	3	17
言語聴覚士	1	-	1
作業療法士	1	-	16
臨床心理士	2	4	8
その他	3	3	16

(2) 後期研修医の採用状況について(2008-2010 実績)

- ① 子どもの心の診療科として後期研修医を採用している
2自治体 (1人~15人)
- ② その他の枠組みで後期研修医を採用し、子どもの心の診療トレーニングを行っている。(①、②双方の枠で後期研修医を採用している病院が存在する)
3自治体 (2, 4, 52人)

(3) 院外の専門職への研修状況について

対象	自治体数	最小値	最大値	中央値	平均値
医師	6	7	120	18	40
看護師	4	12	30	18.5	19
言語聴覚士	0	-	-	-	-
作業療法士	2	1	5	-	-
臨床心理士	3	25	80	30	453
その他職種	5	26	250	124	118

(4) 初期研修医への研修状況について

診療拠点病院のうち初期研修医を採用している病院がある： 4自治体
うち、初期研修医が子どもの心の診療科を
ローテーションする病院がある： 1自治体
ローテート期間： 1週間

子どもの心の診療拠点病院機構
推進事業の事業内容
(平成 22 年)

子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議

東京都の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 20年 7月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	都立小児総合医療センター
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児精神科治療についての連絡会の開催 対象：都内医療機関の医療従事者 参加人数：各回50名 実施回数：年間3回 ○福祉関係機関との定期連絡会の開催及びガイドラインの作成 対象：都内児童相談所 参加機関数：各回11施設 実施回数：年間2回 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関向けセミナーの開催 対象：都内教育機関・福祉施設の職員 参加人数：各回700名程度 実施回数：2回 ○研修講座の開催 ◇医療機関向け講座の開催 対象：都内医療機関の医療従事者 参加人数：各回80名 実施回数：年間8回 ◇教育・保育機関向け講座の開催 対象：都内幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校の職員 参加人数：各回60名 実施回数：年間2回(2日間連続講座×2回) ◇包括的暴力防止プログラム講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・養成、技術向上講座 対象：都内福祉施設の職員 参加人数：各回30名程度 実施回数：年間計2回(2日間連続講座) ・フォローアップ講座 対象：都内福祉施設の職員 参加人数：各回20名程度 実施回数：年間計6回 ◇幼稚園及び保育所職員実習受入 対象：都内幼稚園・保育所の職員 参加人数：講義40名程度、実習8名 実施回数：年間講義1回、実習4回コース(各2名) ◇看護師向け講座・実習 参加人数：9名程度 実施回数：年間講座1回、実習3箇所各1回(各3名) <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都民向けシンポジウム 対象：都民 参加人数：1,200名程度 実施回数：年間1回 ○ホームページによる情報提供 子供の心の問題に関する質問・回答(FAQ形式)コンテンツの作成、研修等各種資料の掲載等 ○普及啓発用印刷物の作成 対象：都民 部数：15,000部 	

神奈川県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容を できるだけ詳細に記 入すること。)	拠点病院の名称	神奈川県立こども医療センター
	<p>① 子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>ア地域の医療機関（一般病院、一般診療所等）に対し診療支援として医師が受診相談を行う（電話等）。</p> <p>イ地域の医療機関・関係機関等との相談依頼に基づき、医師と関係職種のチームで出張して医学的支援を実施する。（年間50回程度）</p> <p>ウ地域の医療機関・関係機関等と検討事例が生じた都度に多職種で連携会議を開催する。（年間13回）</p> <p>② 子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>ア県内関係機関との意見交換・情報交換の場を設けた上で、病棟見学を含む精神医学的知識の講義などを行う（平成22年10月1日、12月3日）。</p> <p>イ医師対象に研修会を開催する。（平成22年8月28日）</p> <p>ウ保健福祉教育関係者対象に研修会を開催する。（平成23年3月5日）</p> <p>③ 普及啓発・情報提供事業</p> <p>ア普及啓発のために講演会等の公開講座を開催する。（平成22年11月28日（仮））</p> <p>イ関係機関向けに事業内容の情報提供をする。（ホームページの更新、印刷物配布等）</p>	

山梨県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成22年4月 から	
事業内容 (具体的な事業内容を できるだけ詳細に記 入すること。)	拠点病院の名称	山梨県立北病院・精神保健福祉センター ・中央児童相談所
	<p>①子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>ア 子ども心の問題等対策に関わる関係機関との支援連携会議（1回）及び庁内会議（1回）の開催</p> <p>イ 支援関係者による合同事例検討会を月1回（第3月曜日）開催</p> <p>ウ 子どもメンタルクリニックの診療体制強化</p> <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>ア 児童精神科医等のスキルアップ研修（子どもメンタルクリニック、精神保健福祉センター、北病院、中央病院、あけぼの医療福祉センター等関係機関の精神科・小児科医師等）医師のための症例事例検討研修として月3回（第1・3・4水曜日）</p> <p>イ 県立北病院に後期臨床研修医2名の指導</p> <p>ウ 診療対応力向上研修 (一般の小児科医や精神科医を対象に国中、郡内地域で各1回開催)</p> <p>エ 先進地研修及び専門研修の受講 (児童精神科医等10人派遣)</p> <p>オ 子ども心の診療関係者への専門研修の実施 (心の問題の最新情報をシリーズで年6回開催)</p> <p>カ 地域の関係者（保育士、教員等）への研修（1回開催）</p> <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>ア 児童思春期の心の問題に関する情報をホームページに掲載</p> <p>イ 一般県民向けの子どもの心に関する講演会とシンポジウムの開催（1回）</p>	

石川県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	【いしかわ子どもの心のケアネットワーク事業】 金沢大学附属病院 子どものこころの診療科 独立行政法人国立病院機構医王病院 石川県立高松病院
<p>①子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>(1)いしかわ子どもの心ケアネットワーク事務局による個別事例包括対応強化事業 子どもの心の問題に関する相談窓口機能の確立を図り、発達障害支援センターや3専門医療機関と連携を強化し、保健部門、教育部門、福祉部門等の相談に対する専門的助言及び適切な機関へつなぐコーディネート機能を確立し、医学的支援の充実強化を図る。</p> <p>(2)子どもの心のケアネットワーク事業包括体制構築事業 診療実績のある既存病院3機関の特徴を生かし、3機関の連携及び地域診療所医療連携体制を整備し、地域医療機関からの困難事例に対する診療支援・助言指導を行う。 さらに、保健、教育、福祉等関係者との連携を確立し、子どもの心の問題に総合的に対応する体制を整備する。 ア、包括体制構築連携会議の開催（2回） イ、県ネットワーク検討会の開催（年2回） ウ、地域（保健所）ネットワーク検討会の開催（各保健所年2回）</p> <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>(1)専門医及び専門相談担当者育成研修 国立育成医療センター、国立精神・神経センター等高度専門機関へ派遣研修し、拠点診療や相談のコーディネート機能が確立できる人材育成を図る。 <派遣研修> 専門医療機関：医師、ワーカー等 子どもの心のケアネットワーク事務局、保健所： 医師、心理相談員、保健師、相談員等</p> <p>(2)子どものこころ支援事例検討会の開催 医療、教育、保健、福祉等関係機関との定期的事例検討会の開催。 <定期的事例検討会> ・教育・保育関係者を主とした事例検討会（年6回） ・地域（保健所）における事例検討会（地域ネットワーク検討会含む） <子どもの心の育成セミナー> ・医療（精神科・小児科）、教育、保健、保育、児童相談所関係者を一同に会し研修</p> <p>(3)自助グループ育成・指導事業 虐待に悩む親の心のケア対策を推進するための自助グループ実践者研修会の開催及び派遣研修。</p> <p>③普及啓発・情報提供事業 いしかわ子どもの心のケアネットワーク事業の啓発 いしかわ子どもの心ケアネットワーク啓発リーフレットの更新等。</p>		

静岡県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成22年4月 ～ 平成23年3月	
事業内容	拠点病院の名称	静岡県立こども病院
	<p>①子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>1 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時（急性期症状、入院適応等）における電話等による照会への対応 ○ 紹介患者の受け入れ <p>2 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども病院及び精神科医の不足する地域で精神科医が保健福祉関係機関等の職員を対象に週2回相談会を開催 <p>3 問題行動事例の発生時における医師の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の問題行動等発生時において、学校等からの要請により精神科医を派遣して心のケア等を行う。 <p>4 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所、児童相談所、福祉施設、教育委員会等との連携会議を開催 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>1 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども病院の職員を先進・専門的医療機関へ派遣して研修を実施 ○ こども病院で先進・専門的医療機関から講師を招いて研修を実施 ○ 関連する学会等へ出席し更に専門性を高め、資質を向上させる <p>2 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員に対する講習会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部講師を招き各地区において講習会を実施（医師会への委託を検討） <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>1 子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに子どもの心の問題について普及啓発を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般県民等へ情報提供・普及啓発のためのホームページを作成 ○ 関係機関へモデル事業や連携を周知するためのチラシを作成 	

三重県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	三重県立小児心療センターあすなる学園
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <p>(1) 関係機関の個別事例に対する医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所への定期的な医師派遣(3ヶ所に毎月1名) ・児童自立支援施設のカンファレンスに対する医師派遣(1ヶ所に毎月1名) ・特別支援学校に対しての医師派遣(1ヶ所に年6回) ・紀北地域でのサテライト診療実施(尾鷲総合病院に毎月3回派遣) ・途切れのない支援システム構築新規市町への運用支援(システム構築市町への初期支援 要請の都度随時) <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>(1) 小児科医師や精神科医師に対する研修の実施 症例検討会、外来陪診、入院治療・外来療育の見学</p> <p>(2) みえ発達障害支援システムアドバイザーへのスーパーバイズ (現地指導等含め随時)</p> <p>(3) こどもの在籍機関職員(教員・幼稚園教諭・保育士等)に対する、スキルアップのための研修会実施 (5圏域で開催・・H21実績の621名程度の参加者を予定)</p> <p>(4) 志摩市等が新規に取り組む「発達障害療育教室」にかかる療育手法の開発及び支援(事前調整及び療育指導・・12回×2市町)</p> <p>(5) みえ発達障害支援システム開発アドバイザーミニ学会の開催</p> <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>(1) あすなるシンポジウムを開催し、子どもの心の諸問題に関して広く情報の提供を行う。</p>	

大阪府の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成22年4月 から	
事業内容 (具体的な事業内容を できるだけ詳細に記 入すること。)	拠点病院の名称	大阪府立精神医療センター松心園
	<p>① 子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>心療機能強化事業 医師5名、心理士4名、PSW2名、看護師1名を採用し心療強化を実施し待機患児の解消を図る。 確定診断について昨年と同数の診断を行う。 枠外診断について昨年と同数の診断を行う。</p> <p>診療支援・ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所等との連携 子育て支援課・児童相談所・学校の教師等カンファレンスを実施する。 ・ 教育関係機関との連携 大阪府教育会での会議 枚方市教育委員会との連携 寝屋川市教育会との連携 学校訪問を行い必要に応じた症例検討相談 医師が学校に出向き講演会の開催 ・ 福祉施設との連携 枚方市障害等関係機関連絡協議会に出席 ・ 保護者との連携 来年療育を受ける保護者に対し、基礎講座・実践講座を行う ・ 研修会・学会等に参加する ・ 巡回医療相談 月に1回の割合で施設を定期的に巡回訪問し困難事例のケースカンファレンスを行う <p>② 子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会年間5回実施する予定 そのうち1回については、寝屋川教育委員会との共催で講演会を実施 ・ 静岡県立こども病院の大石医師を月1回招聘し診療等指導助言をもらう <p>③ 普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業報告書を作成予定 	

鳥取県の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成22年4月（開始：平成20年9月～） から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <p>ア) 地域保健福祉関係機関支援ネットワークの構築<県実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と地域の保健福祉関係機関等との支援ネットワーク構築のため、ネットワーク会議を開催する。 ・年4回程度開催。 <ul style="list-style-type: none"> * 主として、地域における子どもの心を診療できる医師の掘り起こしと第一次、二次、三次医療機関の連携のあり方について検討。 <p>イ) 拠点病院内事業運営チームでの検討<拠点病院実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）内に事業運営チームを設置した。今年度も継続して実施する。事業運営チームは、事業に関する企画やネットワーク会議での議題提案や対応案等を検討する場である。 ・月1回開催。 <ul style="list-style-type: none"> * 医療機関支援マップ作成について検討。 * 保護者向け健診時リーフレット作成について検討。 * 一般向け研修、専門家向け研修の企画。等 <p>ウ) 児童福祉施設への支援<拠点病院実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、臨床心理士が、児童養護施設や児童自立支援施設など児童福祉施設に出向き、事例検討会に参加する他、職員へのコンサルテーションを行う。 ・月1～2回程度の訪問を計画。 <p>エ) 事務局運営事業<拠点病院実施></p> <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>ア) 医師に対する研修・養成<拠点病院実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 児童精神科医を招いての医師向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> * 国立精神・神経センターから講師を招き、研修会を予定。 2) 子どもの心の診療医育成後期研修コース設置検討 <p>イ) 地域支援・人材の育成<拠点病院・県実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ペアレントトレーニング指導者養成 <ul style="list-style-type: none"> * 保健師、保育士によるペアレントトレーニングができるよう指導者養成をしていく。 2) 児童福祉施設職員向け研修会<拠点病院・県実施> <ul style="list-style-type: none"> * 虐待、発達障がいテーマとした研修会を計画。 <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>ア) 市民フォーラムの開催<拠点病院・県実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子どもの心の支援フォーラム開催 <ul style="list-style-type: none"> * 地域住民を対象として、発達障がい等に関する理解・普及啓発を進めるため、医療的側面からのフォーラムを開催する。 * 平成22年度は2回開催予定。 <p>イ) 子どもの心に関する情報発信・普及啓発<拠点病院実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホームページの充実 2) 保護者向けリーフレット作成 <ul style="list-style-type: none"> * 健診時に保護者の子育て不安に応えるリーフレットを作成。 	

長崎県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	長崎県子どもの心の診療拠点病院ネットワーク (長崎大学病院、長崎県立こども医療福祉センター、長崎県精神医療センター、(医)カメリア大村共立病院)
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の診療拠点病院連絡協議会開催 4回 事業を進めるにあたっての協議を行う。 ・合同研修会 2回 拠点病院群職員研修 ・拠点病院群合同調査・研究 調査研究継続: PLEs 患者の遺伝子研究、発表 ・拠点病院群職員の研修派遣 8名 各種研修会に派遣 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材の作成 研修医用ワークブック 研修会用 (一般医師、教職員、コメディカルスタッフ、看護師 他) ・研修会の開催 医療関係者、教育・行政職員、地域ケアワーカー 等 ・専門職向け相談会の開催 保健・医療・福祉・教育に直接関わっている従事者を対象とした相談会を開催。 ・講演会(シンポジウム) 子どもの心の診療関係者全員を対象とし講演会の開催。 ・研修医研修 長崎大学病院の研修にリンクした子どもの心の診療医養成 予定 : 1名 9月～ <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの心の拠点病院群啓発事業 拠点病院や相談窓口等の啓発パンフレット等の配付、ホームページの更新等。 一般向け講演会 	

佐賀県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容を できるだけ詳細に記 入すること。)	拠点病院の名称	国立病院機構 肥前精神医療センター
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設の児童精神科に係る相談窓口を肥前精神医療センターに開設 ・虐待等を受けた子どもの一時保護委託入院 ・関係機関からの困難事例における入院及びネットワークマネジメント ・医療機関、児童相談所、学校等から紹介された児童に対する外来診療 ・家族統合を含む地域での医学的支援 ・発達障害支援センター「結」、NPO「それいゆ」、佐賀大学小児科等と連携した診療支援 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がアクセスのよい身近なところで児童精神医療が受けられることを目的として、一般開業医(小児科・精神科等)に対し、児童精神科領域のセミナー、研究会、勉強会等を通じてそのレベルアップ(診断技術の向上)を図る。 ・基礎的な小児科及び精神科医療を経験した医師に対して2年間程度の実地研修を実施し専門性の向上を図る。 ・医師養成研修センターを設置し、児童精神科医師を養成するためレジデント等の実地研修を実施する。 ・児童精神科に係る保健師、保育士、教員、心理療法士、PSW等の実地研修を行う。 <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥前公開講座を開催し、子どもの心の諸問題に関して広く情報の提供を行う。 ○肥前公開講座の開催 肥前精神医療センターの医療や養育の内容をシンポジウムにおいて外部に発信し、併せて外部の情報を広聴し、関係機関との相互理解を深める機会とする。 <p style="text-align: center;">詳細は別紙</p>	

子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する意見の中間的な整理（案）

平成22年7月30日

- (1) 平成20年度から平成22年度までの予定で開始された「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」（以下、「推進事業」という。）について、助言、評価等を実施するために設置された、「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」では、子どもの心の診療体制整備の状況について、推進事業を実施している11の都府県からの聴き取りや都道府県等に対するアンケート調査（平成21年11月～平成22年1月）を実施し、厚生労働科学研究奥山班（「子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究、平成20年度～）の協力を得て、推進事業の評価について検討した。
- (2) 推進事業を実施している自治体からの聴き取り調査では、それぞれの自治体において拠点医療機関を中心として、地域の医療機関の診療支援や福祉・教育機関への専門医師の派遣等の診療連携の実施、開業小児科医や開業精神科医、医療従事者等に対する研修や講習会の実施、一般住民が参加できる講演会の開催や子どもの心の診療に関するパンフレット等の作成による普及啓発を進めていることが紹介された。
- (3) アンケート調査の結果からは、推進事業を実施している自治体では、実施していない自治体と比べて、子どもの心の問題についての診療支援体制整備や保健・福祉関係機関との連携会議の開催等の支援体制の整備、ポスター等を使用した普及啓発が進んでいることが判明した。
- (4) 奥山班が実施した患者の保護者に対する調査では、推進事業の実施前後及び実施有無で比べたところ、症状に気づいたときにどこに相談していいか困った患者の割合は、推進事業を実施している自治体において、実施前と比べて実施後で減少していることが判明した。また、拠点病院を受診するまでの期間については顕著な変化が見られなかったが、詳細な要因等を含めた調査の実施を検討する必要がある。
- (5) 有識者会議に提示されたこれまでの結果から、推進事業は、地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等による地域の子どもの心の診療体制整備に寄与するとともに、患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていることが推測される等、地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると推測される。

- (6) 従って、地域の子どもの心の診療体制が構築され、安定してその機能を発揮できるよう、全ての都道府県で効果的に推進事業を実施できるような仕組みの導入を検討すべきであり、自治体は、この仕組みを活用して積極的に、子どもの心の診療体制の構築、維持に努めるべきである。

- (7) なお、推進事業を全国的に実施する際には、関係学会・団体等による専門医師育成の取組と連携して推進していくことが必要である。

「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」開催要綱

1. 趣旨

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、平成20年度より、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業（子どもの心の診療拠点病院機構推進事業）を実施するとともに、中央拠点病院を整備し、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援を行うこととしている。

そこで、当該事業を効果的に実施するため、雇用均等・児童家庭局母子保健課長が学識経験者・実務者等に参集を求め、中央拠点病院が実施する事業及び都道府県が実施する子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する助言、評価を目的として、有識者会議を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 会議に座長を置く。

3. 検討項目

- (1) 子どもの心の診療中央拠点病院が実施する事業に対する助言、評価
- (2) 都道府県が実施する子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する助言、評価

4. 運営

- (1) 会議は原則公開とする。
- (2) 会議の庶務は、雇用均等・児童家庭局母子保健課において行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が母子保健課長と協議の上定める。

(別紙)

「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」構成員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・職名
青山 直己	真岡市立東沼小学校 教頭
今村 定臣	社団法人日本医師会 常任理事
奥山 真紀子	国立成育医療センター こころの診療部 部長
神尾 陽子	国立精神・神経センター 児童・思春期精神保健部 部長
齋藤 卓弥	日本医科大学 精神医学教室 准教授
澁谷 いづみ	愛知県半田保健所 所長 (全国保健所長会 会長)
丸山 浩一	東京都児童相談センター 所長 (全国児童相談所長会 会長)
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
◎柳澤 正義	日本こども家庭総合研究所 所長

◎：座長

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（抄）

第2 事業内容

1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。

なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、3年を限度に補助するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。